

「知財_共創共育クラブ」 会員登録申込書

FAX 03-3515-7061

一燈国際特許事務所行き

申込日： 年 月 日

■会員登録規約に同意の上、以下の通り会員登録の申し込みを致します。

会社名			
部署名		お役職	
お名前	(印)		
ご住所			
電話		FAX	
e-mail			

＝知財_共創共育クラブ 会員登録規約＝

第1条 (会員)

会員とは、一燈国際特許事務所（以下、「当所」）に会員登録の申し込みをし、当所が会員登録を認めた法人および個人をいいます。

第2条 (譲渡等の禁止)

会員は、当所から提供されるサービスを受ける権利について、第三者に譲渡、名義変更、貸与等の行為をすることはできません。

第3条 (会費および利用料金)

1. 会員は、会費として当所が定める金額を支払うものとします。
2. 会員は、当所が別途有料と定めたサービスを利用する際には、会費以外に有料サービス利用料金を支払うものとします。
3. 当所が一旦受け入れた会費および利用料金については、原則として会員に返金しないものとします。

第4条 (会員資格の有効期間)

1. 会員資格の有効期間は、当所が入会を認めた日から1年間とします。
2. 会員資格は、会員が有効期間満了日の1ヶ月前までに書面により終了を申し出た場合を除いて、1年間自動更新されるものとします。
3. 会員が会員資格の有効期間の途中で解約を希望する場合は、書面により申し出るものとします。

第5条 (退会)

当所は、会員が下記の何れかの事由に該当する場合は、当該会員を退会させることができるものとします。

- (1) 会員が、会費または利用料金の支払いを遅滞し、または拒否した場合。
- (2) 会員が、本規約に違反した場合。
- (3) その他当所が会員として不相当と認めた場合。

第6条 (知的財産権)

1. 本サービスに係る情報等の著作権その他の知的財産権は、すべて当所に帰属するものとします。
2. 会員は、当所が承諾した場合を除き、複製、販売、出版、放送等のいかなる手段によっても、本サービスにより得られる一切の情報を第三者に提供することはできません。
3. 本条項は、退会後も適用されるものとします。

第7条 (免責)

1. 当所のサービスは、相当の注意をもって収集した情報を基に提供されていますが、当所は、その正確性、完全性、有用性等を保証するものではありません。
2. 本サービスに係る情報の利用は、会員が独自の判断に基づいて独自の責任で行うものとします。

第8条 (規約の変更)

当所は、会員の同意なしに本会員登録規約の内容を変更できるものとします。